

不思議なお札

明治時代の商店で使用されていた商品棚を寄贈していただきました。写真がそれです。向かって右側に短冊形の紙が付いていて、文字が書かれていました。変な文字だなあと思いつつ、そのまま館内で展示していました。ある日、来館者の方から質問があり、調べていくとなんとこれが「まじない」の札だということが分かりました。読み方は「きゅうきゆう によ（じょ）りつりよう」です。

この言葉は、広辞苑で引くと「悪魔を退散させる呪文」と書いてあります。さらに調べていくと、これの元は中国の漢代(約2千年前)の勅令(ちよくれい)に付ける言葉で「すぐにこの律令(法律)を実行しなさい」という命令でした。その後、道教と結びついて「呪文」を天に実行させる言葉に変身したようです。それが日本に伝わり、陰陽師が使いました。関西で当時の遺跡を発掘すると、この文字の書かれた木簡が多数見られるそうです。江戸時代になると、子どもが「くしゃみ」した後、すぐにこの呪文

を唱えたそうです。また、柳田國男によると明治時代でも、關東地方では柄杓に子どもの名前を書いて、下に「十五歳になるまでくつめき一切御無用、急隠如律令」と加える風習があったそうです。「くつめき」とは百日咳(ジフテリア)のことです。

このように江戸・明治では、病氣退散のおまじないとしてこの言葉が使われたようです。今でも京都や奈良の古い家の屋根瓦にこの文字が残っていることがあるそうです。

おそらく、商品棚のお札も子どもの病氣封じのためと思われませんが、よく分かりませんが、そこをお願いなのですが、この呪文が明治以降、石狩や北海道でどう使われたか具体的に知っている方は教えてください。急隠如律令！

(石橋孝夫)



明治時代の商品棚



「急隠如律令」の札


- 文化財課・いしかり砂丘の風資料館 ☎62-3711
✉bunkazaih@city.ishikari.hokkaido.jp
- 石狩浜海浜植物保護センター ☎60-6107
✉ihama@city.ishikari.hokkaido.jp



ごみをへらそう

●ごみ対策課 ☎72-3126 ☎75-2275
粗大ごみコールセンター ☎62-5353
✉gomi@city.ishikari.hokkaido.jp

一般家庭
ごみは
10月から
有料戸別収集に
変わります!



10月からの 一般ごみの 出し方

ごみを出す時間を守りましょう。

●花川南7～10条	8:00まで (資源物は9:00まで)
●上記以外の石狩 (厚田区虹が原含む)	8:30まで (資源物は9:00まで)
●厚田区	8:00まで (資源物は9:00まで)
●浜益区(厚田区濃屋含む)	7:00～8:00 (資源物も同時刻)

収集車の通る道路に面した、ご自宅の敷地内に出してください。風で飛ばないように工夫し、隣近所の迷惑にならないようお願いします。

カラスやネコなどに荒らされないよう、**ネット**や**ごみ箱**の設置を!

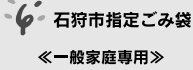


玄関フードや車庫の中のごみは回収できません!

一般ごみとは?

「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「燃えないごみ」のことです。

〈例〉



40ℓ

10月からはピンク色の**指定の袋**を使うことになります。

袋は4種類あって、それぞれ
80円(40ℓ) 60円(30ℓ)
40円(20ℓ) 20円(10ℓ)
となっています。

指定ごみ袋等取扱店

「ごみ処理券」および「指定ごみ袋」は、この表示のあるお店で購入できます。

取扱店一覧は、ごみ・リサイクル情報紙「かいつ ごみたくさん」第4号をご覧ください。

石狩市指定ごみ袋等取扱店



石狩市一般廃棄物処理手数料収納事務受託者証

↑この表示が目印!

びん



飲料のびん
ジュース・ドリンク・洋酒など
調味料のびん
しょうゆ・びん詰めのりなど
食品のびん
コーヒーのびん・ジャムのびんなど

缶



飲料の缶
ジュース・ビールなど
缶詰の缶
ペットフードの缶含む
食品の缶
菓子・のり・粉ミルクなど

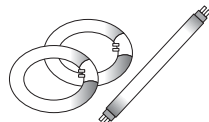


ペットボトル

【ペットボトル識別マーク】が付いた飲料容器(ジュース・焼酎など)・しょうゆ・本みりん容器など

資源物であるびん・缶・ペットボトルは、家庭ごみ有料化後も**無料収集**します。資源物を出すときは、軽くすすいでください。ごみ袋は今まで通り、透明・半透明のものでOKです。

「資源物」は有料化以降も無料収集します!



廃蛍光管等も無料収集(毎月第2水曜)

割れないようケースに入れるか、紙に包んで、「蛍光管」と表示して出してください。
※割れたり破損したものは「燃えないごみ」(有料)扱いです